

法制審の会社法改正案

会社法改正をめぐる主なポイント

要綱案

非上場企業の 監査役会設置義務化	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会を置き、株式の譲渡制限がない会社で大会社、少数株主がいる非上場の大会社も含む 有価証券報告書の提出義務がある
非上場企業の 議案数の制限	10議案に制限
非上場企業の 取締役報酬の開示	取締役会が役員報酬の概要を決定し開示
非上場企業の 株主総会開催の電子提供	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業に義務付け 株主総会の3週間前からインターネット上で入手可能に

法制審議会（法相の諮問機関）の会社法部会がまとめた会社法改正の要綱案の全容が判明した。上場会社や非上場の大会社を対象に、社外取締役（3面きょうのこと）の設置を義務付けることなどが柱。株主総会の一部の株主による提案権の乱発も抑え、企業と株主の対話を促す。2月に山下貴司法相に答申し、2019年の通常国会に改正案を提出、20年の施行を目指す。（関連記事4面）

社外取締役を義務化

非上場の大会社にも

役員報酬 幅広く開示

海外の機関投資家などから企業の外部監査機能が不十分との指摘があるため、経営の監視機能を高める。社内の利害関係に拘られず、第三者の視点から経営をチェックする。社外取締役の設置は①監査役会を置き、株式の譲渡制限がない会社の資本金が5億円以上または負債総額200億円以上の大会社②有価証券報告書の提出義務がある③のいずれも満たす企業が対象。上場企業のほか、少数株主がいる非上場の大会社も含む。法務省幹部は「今回の法改正で非上場

では数百社が義務化の対象になる」とみている。要綱案には「社外取締役を置かなければならぬ」と明記し、人数は1人以上を規定する。15年5月施行の改正会社法は、監査役会を置き、株式の譲渡制限がない会社で大会社が社外取締役を置かない場合は、株主総会で理由を説明するよう求めている。すでに東京証券取引所の上場企業は9割超が社外取締役を置いている。一方、コストを敬遠したり、適任者がいなかったりして、未設置の企業も2・3%ある。

社外取締役の義務化で会社の意思決定に外部の見方を反映できる。企業統治の多様性や透明性を確保することが、上場会社の収益性の向上や国際競争力の確保にもつながる。取締役会の位置付けは異なるものの、欧米などでは上場会社の取締役の半数以上を独立した社外取締役にすることが多い。

法制審の要綱案では株主提案権の制限も盛り込んだ。株を持つ期間など一定の条件を満たせば、上限なく提案できる現行のルールを改める。1人の株主が株主総会で提案できる議案数を最大10に制限し、株主提案の内容にも制約を設ける。人を侮辱したり、虚偽情報を妨げたりするような提案は認めない。日産自動車の元会長のカルロス・ゴーン容疑者の報酬過少記載事件で役員報酬の透明化への関心が高まるなか、報酬の概要や基本的な考え方を取締役会が決定し開示することも明記した。固定報酬や業績連動型報酬など、報酬の種類ごとの基準なども示す。個々の役員報酬開示については見送った。

取締役会が決定した概要を開示し、株主に役員報酬の中身をわかりやすくし、妥当性を判断したり、株主総会で疑問点を追及したりできるようにする。社外取締役の義務化と同様の会社のほか、監査等委員会設置会社も対象とする。事業報告には決定方針や報酬に関する決議、報酬の種類ごとの総額などを盛り込む。事業報告などの株主総会資料はインターネット上で提供できるようにする。これまでは原則書面で、電子データでの提供は株主から個別に承諾を得る必要があった。定款で電子提供すると定めれば、株主の承諾なしに電子化できるようになる。企業の負担軽減につながる。システム対応が必要なため、電子提供については21年以降に施行する見通しだ。電子提供を定款に盛り込んだ企業は、株主総会の日時や資料を「総会の3週間前」からインターネット上で提供する。書面での株主総会の招集通知の発送時期は現行通り「総会の2週間前」に据え置く。上場企業には施行日から電子化を義務付ける。